令和８年組合議会８月定例会（令和８年８月７日）

上尾桶川伊奈衛生組合
議会会議録

上尾桶川伊奈衛生組合議会

令和８年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会８月定例会

目　　次

招集告示……1

応招・不応招議員……2

議　　事

８月７日（金）　○議事日程……3

○出席議員……4

○欠席議員……4

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人……　4

○職務のため議場に出席した人……5

○開会及び開議の宣告……6

○会議録署名議員の指名……6

○会期の決定……6

○議事日程の報告……6

○諸報告……6

○管理者提出議案の報告及び上程……7

○提出議案の説明……7

○監査報告……15

○提出議案に対する質疑……16

○衛生組合事務に対する一般質問……27

○討　　論……35

○採　　決……35

○委員会提出議案の報告及び上程……36

○提出議案の説明……36

○提出議案に対する質疑……37

○討　　論……37
○採　　決……37
○閉会中の継続審査……38
○管理者の挨拶……38
○閉会の宣告……39

○　招　集　告　示

上尾、桶川、伊奈衛生組合告示第８号

令和８年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会８月定例会を次のとおり招集する。

令和８年７月２８日

上尾、桶川、伊奈衛生組合
管理者　　小　野　克　典

１　日　　時　　令和８年８月７日（金）　午前１０時
２　場　　所　　上尾、桶川、伊奈衛生組合議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（１２名）

１番	渡 邉 広 美 議員	２番	矢 口 豊 人 議員
３番	川 内 雅 人 議員	４番	原 田 嘉 明 議員
５番	砂 川 和 也 議員	６番	新 藤 孝 子 議員
７番	にいつま 亮 議員	８番	小 川 明 仁 議員
９番	岡 安 政 彦 議員	１０番	佐 藤 弘 一 議員
１１番	北 村 あやこ 議員	１２番	前 島 る り 議員

不応招議員（なし）

８　　月　　定　　例　　会

第　　１　　日

令和８年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会８月定例会　第１日

令和８年８月７日（金曜日）

○議　事　日　程

第１　開　　会

第２　開　　議

第３　会議録署名議員の指名

第４　会期の決定

第５　諸報告

第６　管理者提出議案の報告及び上程

第７　提出議案の説明

第８　監査報告

第９　提出議案に対する質疑

第10　衛生組合事務に対する一般質問

第11　討　　論

第12　採　　決

第13　委員会提出議案の報告及び上程

第14　提出議案の説明

第15　提出議案に対する質疑

第16　討　　論

第17　採　　決

第18　閉会中の継続審査

第19　閉　　会

○出席議員（１２名）

１番	渡邉　広美	議員
２番	矢口　豊人	議員
３番	川内　雅人	議員
４番	原田　嘉明	議員
５番	砂川　和也	議員
６番	新藤　孝子	議員
７番	にいつま　亮	議員
８番	小川　明仁	議員
９番	岡安　政彦	議員
１０番	佐藤　弘一	議員
１１番	北村　あやこ	議員
１２番	前島　るり	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

管理者	小野　克典	君
副管理者	畠山　稔	君
副管理者	大島　清	君
監査委員	野本　一人	君
会計管理者	松川　敬	君
組合事務局長	大塚　浩正	君
組合副局長	大野　優	君
組合事務局主幹	馬場　将樹	君
組合事務局主幹	石川　和茂	君
参与	藤田　悟	君
参与	辻本　潤一	君

参　与	澤　田　　勝	君
参　与	吉　川　貴　弘	君
参　与	大　沢　貴　行	君
参　与	北　村　和　幸	君

○職務のため議場に出席した人

書記長	谷　川　義　哉	君
書　記	元　嶋　康　太	君
組合事務局主事	山　田　竜　矢	君

午前１０時００分　　開　会

△開会及び開議の宣告

○議長（小川明仁議員）　ただいまから令和８年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会８月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

△会議録署名議員の指名

○議長（小川明仁議員）　これより議事に入ります。

初めに、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、

３番　　川　内　雅　人　議員

９番　　岡　安　政　彦　議員

以上、２名を指名いたします。

△会期の決定

○議長（小川明仁議員）　次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日１日といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川明仁議員）　御異議なしと認め、本定例会の会期は、本日１日と決定いたしました。

△議事日程の報告

○議長（小川明仁議員）　なお、本日の会議日程につきましては、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

△諸報告

○議長（小川明仁議員）　この際、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条第１項の規定により、説明のため管理者以下、関係職員の出席を求めておりますので、御了承願います。

次に、現金出納検査報告書につきましては、お手元に配付しておきましたので、御了承願い

ます。

次に、行政視察の結果につきましては、報告書としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

△管理者提出議案の報告及び上程

○議長（小川明仁議員）　次に、本定例会に管理者から第７号議案から第９号議案までの議案３件の提出がありましたので、御報告いたします。

なお、議案はお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

△提出議案の説明

○議長（小川明仁議員）　次に、本定例会に管理者から提出されました第７号議案から第９号議案までの議案３件を一括して議題といたします。

管理者から提出議案に対する説明を求めます。

小野管理者。

〔管理者　小野克典君　登壇〕

○管理者（小野克典君）　おはようございます。

本日ここに、令和８年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会８月定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、大変御多用の中にもかかわらず御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、７月２日、３日の議会の行政視察におきましては、大変私ども執行部もお世話になりました。ありがとうございました。

また、さきの熊本地震におきまして、大変な被害が出ております。犠牲となられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様には心からお見舞い申し上げる次第でございます。また、一日も早い復旧復興を願ってやまないところでございます。

それでは、本定例会におきまして御審議いただきます第７号議案から第９号議案につきまして、順次その内容を説明させていただきます。

初めに、第７号議案　専決処分の承認を求めることにつきましては、人事院勧告に準じて、上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例を改正する必要が生じ、令和８年３月31日に上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分した

ので、地方自治法第179条第３項の規定によりまして、この案を提出するものでございます。

次に、第８号議案　令和７年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、地方自治法第233条第３項の規定によりまして、議会の認定に付するものでございます。

次に、第９号議案　令和８年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第１回）についてでございますが、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ253万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ３億５万5,000円としたいので、この案を御提案申し上げるものでございます。

以上で私の説明を終了させていただきますが、詳細につきましては事務局長から説明いたしますので、何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（小川明仁議員）　続いて、当局から細部説明を求めます。

大塚事務局長。

〔組合事務局長　大塚浩正君　登壇〕

○組合事務局長（大塚浩正君）　おはようございます。

それでは、初めに、第７号議案　専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、人事院勧告に準じて、上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例等を改正する必要が生じ、令和８年３月31日に上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第３項の規定により、この案を提出するものでございます。

議案の内容といたしまして専決処分書、改正の内容につきましては別紙、上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を配付させていただいております。

なお、議案内容の説明の前に、議長の許可をいただき資料を配付させていただきましたので、第７号議案補足資料、令和７年人事院勧告・報告の概要、Ａ４横の１枚のものでございます。こちらを御覧いただきたいと存じます。

こちらは令和７年人事院勧告の概要でございますが、今回の条例改正で対応いたしますのは、中段にございますその他の主な給与制度の見直しの通勤手当のうち、太枠で囲まれました令和８年４月実施の①自動車等使用者について、65キロメートル以上から100キロメートル以上までの区分（５キロメートル刻み）を新設し、上限を６万6,400円とするもの。また、③１か月

当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設するものでございます。

それでは、議案の内容につきまして御説明いたしますので、議案書の３枚目、別紙１ページの新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。

初めに、１ページから２ページ上段にかけての第10条第１項の第２号及び第３号につきましては、交通用具の自転車、自転車等を、国の規定に合わせまして、自動車、自動車等に改めるものでございます。

次に、２ページ中段から３ページ上段にかけての第２項第２号につきましては、左側の改正前の欄では、表により、60キロメートル以上までの距離区分ごとの支給額を条例で規定しておりましたが、国の給与法の改正に合わせまして、改正後は、自動車等を使用して通勤する職員の手当の上限額を６万6,400円とし、距離区分ごとの支給額は規則で規定するものでございます。

次に、３ページ中段の改正後の第３項は、国の給与法の改正に合わせ、駐車場等の利用に係る通勤手当を新設するものでございます。

第１号では、駐車場等に係る通勤手当の上限額を１か月当たり5,000円とし、第２号では、駐車場等に係る手当以外の通勤手当の額は、距離区分ごとに６万6,400円を上限とするものでございます。

次に、３ページ下段から４ページ上段にかけての改正後の第４項につきましては、公共交通機関などの運賃相当額、交通用具使用に係る手当額及び駐車場等に係る手当額の合計額は、１か月当たり15万円を上限とするものでございます。

次に、４ページの改正後の第５項は、月の途中で採用される職員など、当該月に通勤手当を支給することが困難な場合、組合規則の定めにより、翌月にまとめて支給することを規定するものでございます。

次に、改正後の第７項以下につきましては、何箇月の箇月の漢字表記を平仮名のか月に改め、字句の整理を行うものでございます。

最後に、６ページの一番下、欄外の附則でございますが、この条例は、令和８年４月１日から施行するものでございます。

以上で、第７号議案の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、第８号議案　令和７年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について、補足説明させていただきます。

資料といたしまして、第８号議案別冊、令和７年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入

歳出決算書、以下、決算書とさせていただきます。こちらと第８号議案参考資料、令和７年度主要な施策の成果に関する説明書、以下、こちらは説明書とさせていただきます。この２冊を使用いたします。

初めに、決算書の１、２ページでございますが、こちらは歳入の状況でございます。

１款分担金及び負担金から６款諸収入までの歳入合計は、予算現額２億7,955万9,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに２億7,959万5,198円でございます。

不納欠損額、収入未済額はございませんので、予算現額と収入済額との比較では３万6,198円、収入済額が予算現額を上回ったところでございます。

次に、決算書の３ページ、４ページでございますが、こちらは歳出の状況でございます。

１款議会費から５款予備費までの歳出合計は、予算現額２億7,955万9,000円に対しまして、支出済額２億6,951万8,648円でございます。

翌年度繰越額はございませんので、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、ともに1,004万352円でございます。

なお、歳入合計額から歳出合計額を差し引いた残額は、欄外に記載のとおり、1,007万6,550円でございまして、全額令和８年度へ繰り越したところでございます。

続きまして、決算書の５、６ページを御覧いただきたいと存じます。

以降、事項別明細書でございます。

初めに、歳入の１款分担金及び負担金、１項負担金でございますが、組合市町より頂いております負担金でございます。

各市町の負担額は、備考欄に記載のとおりでございますが、説明書に詳細がございますので、説明書の４ページを御覧いただきたいと存じます。

説明書４ページ中段に、負担金に関する事項を記載してございます。令和７年度の組合市町負担金は、組合規則第13条の規定に基づき、令和７年１月１日現在の各組合市町における人口を基準とした負担割合（人口割）となっております。

なお、令和７年度における組合市町負担金は、総額で前年度より40万円、率にいたしまして0.16％の減額となったところでございます。

それでは、決算書の５ページ、６ページにお戻りをいただきたいと思います。

２款使用料及び手数料の２項手数料でございますが、し尿処理手数料として、収集業者から手数料を徴収したものでございます。

令和７年度の収集処理量につきましては、度々恐れ入ります、説明書３ページを御覧いただ

きたいと存じます。

説明書３ページ中段の（２）に記載のとおり、処理収集量は計２万5,020トンで、前年度より77トン、0.31％の増加でございました。

内訳を表にまとめてございますが、令和７年度のくみ取りし尿は、２市１町合計で1,559トン、前年度比較190トン、10.86％の減少でございます。

浄化槽汚泥につきましては、２市１町合計で２万3,461トン、前年度比較267トン、1.15％の増加でございました。

再び決算書の５、６ページにお戻りをいただきたいと思います。

続きまして、４款繰入金、１項基金繰入金でございますが、令和７年度は財政調整基金から1,006万6,000円の繰入れがございました。

次の５款繰越金は、令和６年度からの繰越金1,155万4,466円を収入したものでございます。

次に、決算書の７、８ページを御覧いただきたいと存じます。

６款諸収入、２項雑入、１目雑入の備考欄の一番下、建物災害共済災害共済金130万5,700円でございますが、令和６年８月19日に発生いたしました施設の落雷事故に係る災害共済金が、保険請求に伴い補償されたものでございます。

以上、歳入合計で、予算現額２億7,955万9,000円のところ、調定額及び収入済額とも２億7,959万5,198円となったところでございます。

続きまして、決算書９、10ページを御覧いただきたいと存じます。

以下、歳出でございます。

ここでは、不用額の大きいもの及び支出額が大きいものを中心に御説明をさせていただきます。

初めに、１款議会費でございます。予算現額620万8,000円に対しまして、支出済額602万8,769円、不用額17万9,231円でございます。議会費の主な不用額につきましては、９節交際費の執行残及び12節委託料の会議録作成委託の執行残によるものでございます。

続きまして、２款総務費でございますが、予算現額１億2,455万6,000円に対しまして、支出済額１億2,263万1,024円、不用額192万4,976円でございます。

３節職員手当でございますが、不用額45万4,639円は、主に12ページの備考欄の一番上にございます時間外勤務手当の執行残によるものでございます。

次に、10節需用費の不用額12万1,638円は、主に光熱水費の執行残によるものでございます。

次に、11節役務費の不用額15万3,126円は、主に通信運搬費の執行残によるものでございま

す。

次に、12節委託料の不用額20万299円は、14ページの備考欄の上から５番目にございます管理棟清掃委託、また、その次のホームページ保守委託の執行残によるものでございます。

次に、13節使用料及び賃借料の不用額15万1,300円は、主に複写機借上料の執行残によるものでございます。また、主な支出といたしまして、土地賃借料496万6,689円を支出したものでございます。

次に、18節負担金補助及び交付金でございますが、主な支出は、組合職員10名分の市町村総合事務組合負担金でございます。

次に、決算書15、16ページを御覧いただきたいと存じます。

２目財政管理費は、令和７年度財政調整基金に595万6,357円を積立てしたものでございます。

続きまして、３款事業費でございますが、事業費の予算現額１億4,578万5,000円に対しまして、支出済額１億4,085万8,855円、不用額492万6,145円でございます。

初めに、10節需用費でございますが、予算現額7,446万円に対しまして、支出済額7,043万4,322円、不用額402万5,678円でございます。

備考欄に細節ごとの支出済額を記載してございますが、説明書に詳細がございますので、恐れ入ります、説明書の５ページを御覧いただきたいと存じます。

説明書の５ページ、（２）し尿処理費に関する事項のア、施設運営管理の消耗品等の状況でございますが、消耗品費につきましては、汚泥処理や加圧浮上で使用いたします高分子凝集剤など薬品類が主なものとなり、また、その他消耗品として、機械部品、衛生用品及び事務用品等を購入したものでございます。

次の燃料費は、フォークリフトに使用するガソリンの購入費でございます。

また、その次の光熱水費は、施設を運転するための電気代でございます。

以上、合計で3,803万2,326円を支出したものでございます。

続きまして、説明書の６ページ、イ、施設における修繕の状況を御覧いただきたいと存じます。

こちらは、修繕料の内訳を記載したものでございます。主な整備内容につきましては、ポンプ・ブロワ整備、コンベア整備、オゾナイザー整備、電気設備整備などでございます。

また、その他修繕でございますが、設備の不具合等へ対応するため、６件の整備を実施したものでございます。その他修繕の主な整備内容といたしましては、配管の劣化、閉塞等による

修繕、不具合が確認された設備機器等の整備でございます。

以上、合計で3,240万1,996円を支出したものでございます。

事業費の不用額の主な理由でございますが、修繕料における入札執行残によるもの、光熱水費の電気料金において電気使用量の削減が図れたこと、また、電気料金の単価に大幅な上昇がなかったことなどによるものでございます。

続きまして、決算書の16ページをお開きいただきたいと存じます。

決算書16ページ、一番下の12節委託料でございますが、予算現額7,092万6,000円に対しまして、支出済額7,013万3,303円、不用額79万2,697円でございます。

委託業務内容につきましては、備考欄に記載がございますが、主なものについて説明をさせていただきます。

初めに、一番上の脱水汚泥等処理委託でございますが、水処理に伴い発生する脱水汚泥及びし渣の運搬処理及び処分を実施したものでございます。

また、度々で恐れ入りますが、説明書の６ページをお開きいただきたいと存じます。

説明書６ページの下段、ウの脱水汚泥及びし渣の状況を御覧いただきたいと存じます。

令和７年度脱水汚泥につきましては、埼玉県内のよりいコンポスト株式会社、オリックス資源循環株式会社の２社に合計885.71トンを搬出し、再資源化を図ったところでございます。

その下のし渣につきましては、県内の株式会社エコ計画、オリックス資源循環の２社に合計19.91トンを搬出し、焼却処分を行ったところでございます。

脱水汚泥の搬出量は、前年度比較3.98トン、率にいたしまして0.45％の減でございました。し渣の搬出量は、前年度比較8.81トン、30.68％の減でございました。

なお、脱水汚泥の委託金額の増額は、燃料費や物価高騰などの影響による処理単価の上昇によるものでございます。

それでは、再び決算書の16ページにお戻りをいただきたいと存じます。

12節委託料、備考欄の上から２番目、槽清掃処分委託でございますが、貯留槽に堆積する沈降物、沈砂ですね、底に砂がたまります。この沈砂の清掃運搬処理及び処分を２回実施したものでございます。

また、その下、臭気吸着剤交換委託につきましては、施設の臭気捕集材の交換を行うもので、中低濃度臭気脱臭剤の交換を実施したものでございます。

以下、次の18ページの備考欄にございます放射性物質濃度測定委託まで、全部で11件の委託業務を実施したところでございます。

委託料の不用額の主な理由でございますが、脱水汚泥及びし渣の搬出量が予算上の見込みより少なかったこと。脱水汚泥の搬出において、２社のうち、単価の安価な業者にできる限り多く搬出するよう調整を図ったことなどによるものでございます。

続きまして、４款公債費、５款予備費の支出はございませんでした。

以上、歳出合計額は、予算現額２億7,955万9,000円のところ、支出済額２億6,951万8,648円、不用額1,004万352円となったところでございます。

続きまして、決算書の20ページは、実質収支に関する調書でございますが、単位は1,000円単位となっております。

１の歳入総額は２億7,959万5,000円、２の歳出総額は２億6,951万9,000円、３の歳入歳出差引額は1,007万6,000円でございます。４の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、５の実質収支額は1,007万6,000円となり、６の実質収支額のうち、地方自治法第233条の２の規定による基金繰入額はございませんので、この金額は全額令和８年度に繰り越されるものでございます。

次に、21、22ページは、財産に関する調書でございますが、１の公有財産、（１）土地及び建物及び２の物品につきましては、決算年度中の増減はございませんでした。

３の基金につきましては、令和７年度中、1,006万6,000円を取り崩し595万7,000円を積立ていたしましたので、差引き410万9,000円の減となり、令和７年度末残高は１億3,089万5,000円となったところでございます。

以上で、第８号議案の補足説明を終わらせていただきます。

最後に、第９号議案　令和８年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第１回）について補足説明をさせていただきます。

それでは、補正予算書の１ページを御覧いただきたいと存じます。

令和８年度上尾、桶川、伊奈衛生組合の一般会計補正予算（第１回）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正として、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ253万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億５万5,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正とする。とするものでございます。

次に、２、３ページは、第１表歳入歳出予算補正でございますが、詳細につきましては、６ページ以降の事項別明細書で御説明をさせていただきます。

それでは、補正予算書の８ページを御覧いただきたいと存じます。

２、歳入、４款繰入金、１項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金につきましては、補正前の額3,623万円に補正額253万7,000円を減額いたしまして、3,369万3,000円とするものでございます。繰越金の増額補正により、財政調整基金からの繰入金を減額するものでございます。

次に、５款繰越金、１項繰越金、１目繰越金につきましては、補正前の額500万円に補正額507万6,000円を増額いたしまして、1,007万6,000円とするものでございます。これは、令和７年度決算に伴います繰越金が確定いたしましたので、当初予算との差額分を増額補正するものでございます。

次に、９ページを御覧いただきたいと存じます。

３、歳出、２款総務費、１項総務管理費、２目財政管理費でございますが、補正前の額289万8,000円に補正額253万9,000円を増額いたしまして、543万7,000円とするものでございます。これは、地方財政法第７条により、剰余金の２分の１を下らない額を基金に積み立てなければならないとされているものでございます。

以上で、第９号議案の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（小川明仁議員）　以上で、提出議案に対する当局の説明を終わります。

△監査報告

○議長（小川明仁議員）　次に、令和７年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算について、監査報告を求めます。

野本一人監査委員。

〔監査委員　野本一人君　登壇〕

○監査委員（野本一人君）　ただいま議長から、監査報告についての御指名をいただきました監査委員の野本でございます。代表して、決算審査の報告をさせていただきます。

私と佐藤監査委員は、去る７月10日、当組合において令和７年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算についての審査を行いました。

審査に当たりまして、会計管理者をはじめ関係職員の出席を求め、それぞれ説明を聞きながら審査を行いました。

審査の主眼としまして、１点目は、令和７年度一般会計歳入歳出決算書及び事項別明細書明細書等の附属書類は、関係法令に準拠して作成されており、計数は正確であるかどうかについて。２点目には、歳入歳出予算が適正かつ効率的に執行されているかどうかについて審査を行

いました。

その結果、決算書をはじめ附属書類はいずれも関連法令に準拠して作成されており、計数も誤りなく適正に表示され、また、歳入歳出予算の執行状況については、適正に執行されているものと認めました。

なお、審査の概要につきましては、７月16日付で、決算審査意見書を管理者宛てに提出し、その写しが議員各位に配付されておりますので、朗読は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、監査報告といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小川明仁議員）　以上で、監査委員の報告を終わります。

○議長（小川明仁議員）　暫時休憩いたします。

休憩中、提出議案に対する追加の質疑のある方は、事務局まで通告書を提出願います。

再開予定時刻は、５分後の10時40分といたします。

（午前１０時３５分）

○議長（小川明仁議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時４２分）

△提出議案に対する質疑

○議長（小川明仁議員）　これより提出議案に対する質疑を行います。

ただいま質疑の通告がありますので、発言を許します。

発言は自席にて、起立にてお願いいたします。

11番、北村あやこ議員。

○１１番（北村あやこ議員）　ただいまの説明の下に、質疑を幾つかさせていただきます。

まず、監査意見なんですけれども、結びのところで、人件費、物件費が高騰している中、財調の活用を踏まえ、組合市町の負担軽減に努めている様子がうかがえるというふうになっておりまして、組合が努力しているということが報告されているわけですが、具体的にはどのようなところで分かるのか、教えていただきたいと思います。

また、物価が高騰する中で、総務費が2.6％、事業費が1.5％の増ということになっておりますけれども、この要素というのはどのようになっているのか。総務費で事業費のほうがもっと上がっているのかなと思ったらそうでもないので、その辺の御説明をしていただけると助か

ります。

次に、決算書の中なんですけれども、議会費や事務費の中の旅費についてですけれども、今回キャンセルがあったというところで、改めてどのように扱っているのか。財務規則の中で、視察のキャンセル料の扱い、手数料なり、いろんな項目が出てくると思いますけれども、それを御説明ください。

それから、処理状況について、過去５年間の処理人口と処理量の推移について、今後の検討の材料にもしたいと思いますので、御説明いただきたいと思います。

それから、財務書類作成委託と財務会計システム保守委託、両方あるわけですけれども、これを両方本当に必要なのかというところもありますので、仕様書と相手先と、見積りを取った会社とその金額について伺います。

今後、これは２つ続けていくものなのかどうか、それも伺います。

消耗品についてです。

予算項目についてなんですけれども、予算とですね、７年度予算と比較をして見てみました。そうすると、予算と決算の項目が一致しないということが出てきて、もう私が３年前にやはり同じことを指摘して、ここは改善するという話だったと思うんですが、また連動していないんですね。

予算書の13ページでは、消耗品として、凝集剤、薬品等その他となっているんですが、決算書では消耗品というふうに合計なっちゃっている。表記の方法について、これを分かりやすく今後していただきたいと思いますけれども、そこのところを伺います。

それから、その予算項目の中で、説明書の５ページでは、凝集剤は３項目なんですね。合計すると710万8,465円、予算を見ますと493万4,000円、半分ぐらい、６割弱。それで、薬品のほうは次亜塩素酸ソーダ29万5,504円で、予算では314万と、これも大きな違いがあるんですね。この見積りの違いが何だったのか、運営上の変化があったのかということと、前年度の次亜塩素酸ソーダは幾らだったのか、その点も含めて御説明をいただきたいと思います。

次に、光熱水費なんですが、ガソリン代、今かなり減っているということですが。ところが、前年度と比べると187.5％の増ということで、金額は大きくないのですが、何か大幅増の使用状況の説明が、これを教えていただきたいと思います。

電気料の単価が若干下がっているんですが、物価が高くなっていて下がったのかなというのが気になっているので、その辺を教えてください。

それから、入札不調で随契になったものがありました。当初見積りについては何者で、どこ

なのか。また、指名業者はどこで、指名の基準について伺います。

それとまた、これ２月議会でも伺ったと思うんですが、仕様書を追加したのと、分割で再入札をしたということになっていますけれども、これも入札不調ということで、見積りは何者で、どこなのかも伺います。その際の指名業者とその基準についても伺います。

また、オゾナイザー整備のほうもそうなんですが、385万円の内訳を教えていただきたいと思います。見積りは幾らだったのか、随契理由の密接不可分とはどういうことなのか、また、予定価格はどのように決定したのか、予定価格と見積りの差額はお幾らなのか、伺いたいと思います。

以上です。

○議長（小川明仁議員）　11番、北村あやこ議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

野本一人監査委員。

○監査委員（野本一人君）　11番、北村議員さんの決算意見書に関する質疑についてお答えいたします。

初めに、人件費、物件費、高騰している中、負担減に努めている様子はどのようなところでうかがえるのかについてでございますが、意見書の中で、組合市町の負担軽減に努めている様子がうかがえると記載した理由といたしましては、物価上昇等により財政的負担が増加している状況におきましても、令和７年度の組合市町の負担金は、令和６年度対比で40万円減額されており、負担金で賄い切れなかった分につきましては、財政調整基金の活用が確認できたためでございます。

このように、限られた財源の中で施設の維持管理を継続しつつ、年度中の安定したし尿処理を行っていたこと等を総合的に勘案し、意見を付したものでございます。

次に、総務費2.6％、事業費1.5％の増加分の要素は何かと把握されているかについてでございますが、毎月の監査や決算審査において、総務費では、令和６年度途中からの職員採用や令和７年度当初の職員採用に伴い、給料、職員手当等及び共済費等の人件費に関する費用の増加が確認されています。

また、事業費では、薬品類の単価上昇による消耗品費の増加や、施設の老朽化に対応するための修繕工事の実施等が主な要因であると認識しているところでございます。

私ども監査委員といたしましても、これらの状況を踏まえた上で、今後の組合の予算執行が適正に行われていくことを注意深く確認してまいりたいと存じます。

なお、組合予算への財政調整基金の活用につきましては、この先も適正であると考えられる

金額、残高１億円程度までは可能であると考えられますが、それ以降の基金の活用に関しましては、今後の組合設備、組合施設整備の方向性を見極めた上で、再検討を行うことが望ましいと考えております。

○議長（小川明仁議員）　大塚事務局長。

○組合事務局長（大塚浩正君）　それでは、第８号議案に関します質疑に順次お答えをさせていただきます。

初めに、視察のキャンセル料に関する件でございますが、衛生組合の旅費に関する規定によりまして、例えば切符の払戻しを行う場合には、払戻手数料が差し引かれまして払戻しが行われるものでございますが、このように払戻しが行われないものにつきましては、旅費において精算することが規則にうたわれているところでございまして、これに基づき精算をさせていただいたところでございます。

続きまして、処理状況の過去５年間の処理人口と処理量の推移でございますが、本日、議長の許可を得てお配りいたしました議案質疑資料１ページを御覧いただきたいと存じます。

処理人口の推移につきましては、構成市町２市１町におけるし尿くみ取り人口及び浄化槽人口の推移となりますが、過去５年間、減少の傾向となってございます。

また、処理量の推移につきましては、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量となりますが、年々減少が見られますものの、令和７年度におきましては微増となったところでございます。

続きまして、財務書類作成委託と財務会計システム保守委託、仕様書と相手先と見積りを取った会社とその金額、今後の状況でございますが、それぞれの仕様書につきましては、議長の許可を得てお配りしました議案質疑資料２ページと５ページを御覧いただきたいと存じます。

令和７年度の財務書類作成支援業務委託の契約相手先は、税理士法人森田会計事務所で、契約金額は税込みで87万7,800円でございました。見積りを徴取した業者はほかに２者ございまして、１者はＯＡＧ税理士法人で、見積り金額は税込み118万8,000円、もう１者は税理士法人ＴＭＳで、見積り金額は税込み215万6,000円でございました。

次に、財務会計システム保守委託の契約相手先は株式会社内田洋行で、契約金額は１か月当たり３万3,000円（税込み）、令和７年度中の支出額は税込み39万6,000円でございました。こちらにつきましては、ほかに見積りを徴取した業者はございません。

また、この契約につきましては、日々の収入や支出伝票の発行等を行う会計システムの賃貸借と同システムの動作保守を行う運用支援保守委託一体での契約となってございます。

次に、今後の状況でございますが、令和８年度の財務書類作成支援業務委託につきましては、

令和７年度の委託業務の成果品として業者から提出された仕訳フォーマットを基に、職員が主体で固定資産台帳の整備や財務４表の仕訳作業及び作成を行い、今年度の委託業者の税理士法人にそのデータの確認や検証を行っていただき、年度末には業務全体について、職員向けの報告会を実施する予定となっております。

次年度以降につきましては、担当職員の財務書類の作成に関する理解度を踏まえた上で、総務省の地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業等の活用等を検討しております。この事業では、地方公会計の整備・活用に関する事業として、財務書類の整備や財務分析等に関し、一定程度の時間の範囲内であれば無料で公会計のアドバイザーを派遣してもらえることから、このような制度の活用も検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、財務会計システム保守委託でございますが、財務会計システムは日々の業務において必要不可欠なものでございますので、来年度以降につきましても契約を継続させていただくことを想定しております。

続きまして、消耗品に関する御質問でございますが、先ほど配付をさせていただきました資料につきましては、総務費に関する消耗品の内訳を配付をさせていただきました。ただいまいただきました御質問の趣旨とは異なるものと思いますので、大変恐縮です。この答弁につきましては、申し訳ございません、少々保留にしていただければと思います。恐れ入ります。

続きまして、光熱水費、ガソリン代の使用料、2024、2025年度で大幅増の使用状況の説明でございますが、事業費におきまして、施設で使用するフォークリフトの燃料としてガソリンを購入しておりますが、2024年度は40リットルを１回購入したものに対し、2025年度は40リットルを３回購入したものでございます。通常は年２から３回の購入が必要となってまいりますが、燃料補充のタイミングにより、年度ごとの支出額に相違が生じたものでございます。

参考までに、2023年度は２回、2022年度は３回、2021年度は３回の購入でございました。

続きまして、電気料の単価が下がった理由でございますが、電気料金の単価は令和７年度が23.99円、令和６年度が24.06円と、若干ではございますが下がっております。この単価は、単純に年間電気料金を年間電気使用量で割りまして算出した平均単価でございまして、基本料金、燃料調整費等を全て含んだものでございます。

今回、平均単価が下がった要因の一つといたしましては、電気使用時における最大需要電力量を基に算出される契約電力が下がったことによるものと推測しているところでございます。

今後も、日々の運転の中で使用電力量が集中しないように管理するなど、できる限りの削減に努めてまいります。

続きまして、ポンプ、ブロワ等整備について、当初見積りは何者でどこか、仕様書を追加と分割して再入札したが、見積りは何者でどこかでございますが、当初見積り、再入札ともに、既存施設のプラントメーカーであります株式会社クリタス１者でございます。

また、仕様書を分割いたしました破砕機整備につきましては、見積者数は２者で、株式会社オキナヤと有限会社進和でございます。

また、この見積書が１者であった理由でございますが、これは過去の応札実績があるプラントメーカー数社に見積りの依頼を行ったところでございますが、この入札につきまして、入札を辞退する明確な意思表示はございませんでしたが、参考見積りを無料で提供することについては協力を断られたところでございます。

続きまして、オゾナイザー整備の説明、密接不可分とはにつきましてでございますが、高度処理で使用しておりますオゾナイザーを整備するに当たりましては、消耗・摩耗部品の交換及び構成機器ごとに年数に応じた定期的な整備が必要不可欠となってございます。

オゾン発生装置の運転は、シーケンス制御により自動制御されておりまして、各構成機器が制御システムに密接に関わっているため、整備を行うに当たりましては、オゾン発生装置独自のシステムに精通している必要があり、設置及び整備を行っている製造業者以外が施工することはできないものと認識しております。そのため、制御に関連する設備機器に関しましては、製造業者による特命随意契約としているところでございます。

一方、以前は一括して整備を行っておりました制御と直接関わりのない機器につきましては、オゾナイザー整備と切り離し、性能を担保しつつ、他の業者により整備を行うこととし、一部事業の見直しを図ってまいりました。

組合といたしましては、今後も施設の安定運転に支障を来すことがないことを第一に、定期的な整備を実施してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、修繕に関する契約者と金額、応札者数の一覧、随意契約については、契約者と見積者数でございますが、議長の許可を得てお配りいたしました議案質疑資料12ページ、令和７年度修繕一覧を御覧いただきたいと存じます。

左から件名、契約形態、応札者数または見積者数、契約者、金額、備考となっており、備考欄と注釈には適用された随意契約理由を記載してございます。

契約件数は全13件で、うち指名競争入札が２件、不落、随意契約が１件、特命随意契約が１件、見積り合わせによる少額随意契約が６件、10万円未満の少額随意契約が３件となって

ございます。

大変申し訳ございません。一部ちょっと答弁できていないところがございますが、少々確認にお時間をいただきたく、休憩などお願いできればと思います。恐れ入りますが、よろしくお願いいたします。

○議長（小川明仁議員）　保留の答弁につきまして、ちょっと時間がかかるということです。

○組合事務局長（大塚浩正君）　さようでございます。

○議長（小川明仁議員）　暫時休憩します。

（午前１１時０１分）

○議長（小川明仁議員）　休憩前に引き続き、提出議案に対する質疑を続行いたします。

（午前１１時１５分）

○議長（小川明仁議員）　大塚事務局長。

○組合事務局長（大塚浩正君）　すみません。大変失礼いたしました。

ただいま答弁保留にさせていただきました事項を答弁させていただきます。

まず、消耗品費に関する件でございます。

予算書との相違の点でございますけれども、令和７年度の当初予算では、消耗品費の内訳について記載をしてございました。１項目めが、凝集剤といたしまして493万4,000円を予算計上し、これに対します今、決算で御覧いただいております説明書５ページの消耗品の薬品の内訳でございますが、この凝集剤の項目に対応いたしますのが高分子凝集剤でございます。上から２つの項目のものとなっております。これの決算額が488万700円となってございます。

続きまして、当初予算書では、その下に薬品等といたしまして314万4,000円の予算を計上させていただきました。これに対応いたしますのが、無機凝集剤及び次亜塩素酸ソーダでございまして、これの決算の合計が252万3,369円でございます。

予算書と決算の表記上、分かりにくい点がございました点につきましておわびを申し上げますとともに、今後、改善のほうを図ってまいりたいと思います。

続きまして、オゾナイザー整備見積額と予定価格との差額でございますが、見積り価格は税抜で395万円に対しまして予定価格は364万4,000円、その差額は30万6,000円でございます。

以上でございます。大変失礼いたしました。

○議長（小川明仁議員）　ほかに答弁はありませんか。

一通り終わりました。

11番、北村あやこ議員。

○１１番（北村あやこ議員）　財務諸表作成委託と財務会計システムのところを御答弁いただきましたけれども、この仕様書を見ると、財務会計システムを入れさえすれば、ある意味で自動的にもう入力が可能な、仕訳もしてくれるというようなシステムになっているので、もう財務書類作成委託は要らないのかなと。

もう３年ぐらいずっと続けていますよね。早く独立をということを何度か申し上げてきたんですけれども、令和８年度、今年度も入っているんですよね、確かね。もうそこまでやれば十分じゃないかなというふうに思っていまして、来年度からはやめたいというか、独立したいということがありましたので、ここについてはそれを期待してですね。節約というか、長年ずっと委託をしてきたので、もう覚えていただいたかなということもありますので、ぜひそのように実施していただきたいと思います。

それから、先ほどの御答弁いただいた消耗品費なんですけれども、説明欄の中で凝集剤って３つ書いてあるんですよね。ところが、今の御説明だと、無機凝集剤と次亜塩素酸ソーダを薬品にしているんですよ。

だから、我々素人ですから、凝集剤といったら上の３つを指すだろうというふうに思ってしまうので、無機凝集剤と何か上の凝集剤、何が違うのかと。薬品というのと、よく分からないところがあって、やっぱりそこのところはもう少し分かりやすくしていただきたいなと。

予算書と、一応チェックをするわけですけれども、せめて予算書と同じぐらいのことはきちんとやっていただいて、それから項目についての説明書というのは大事ですから、それはそれでやっていただきたいと思うんですけれども、この凝集剤３つと、これを薬品に挿入するという意味が分からないので、教えていただきたいと思います。

それから、ポンプとブロワ、これ随意契約で1,683万円ですから、結構大きいですよね。しかも、ほかの見積りが断られちゃったから、契約をするクリタス１者だったということになって、クリタスはずっと長い間、随契も入札も含めて請け負っているわけですから、これはちょっとおかしいのかなというふうに思います。

それで、この金額も教えていただきたいんですけれども、これは見積りが幾らで、予定価格が幾らになっていたのかということと。それから、金額の妥当性についてはどのように判断をしたのかということを教えていただきたい。

それから、オゾナイザー整備もそうなんですけれども、予定価格と若干違うところは、その

理由は何なのかということと。それから、この予定価格の妥当性というのは、三菱電機プラントエンジニアリングしかできないというのは、全体でネットで調べて大体分かってきたんですけれども。でも、随意契約ガイドラインになりますと、やっぱり金額の妥当性というのはきちんとしなきゃいけない。汎用性のあるものとそうじゃないもの、あるいは人件費とかなんとかは一般論で入れていくとかですね。

見積りの説明をしていただいたのかということと、この辺の妥当性をどのように判断して385万になったのか。このポンプブロワの1,683万円とオゾナイザー整備の385万については、再度御説明をいただけると助かります。

以上です。

○議長（小川明仁議員）　11番、北村あやこ議員の再質疑に対する当局の答弁を求めます。

大塚事務局長。

○組合事務局長（大塚浩正君）　度々失礼いたします。

それでは、ただいまいただきました再質問にお答えをさせていただきます。

まず、初めの財務諸表作成と財務システムでございますが、財務システムは、日々の予算執行に当たりまして歳入歳出伝票を起票を行う、あるいは予算書の作成、決算書の作成などを行うシステムでございますので、財務諸表作成につきましては、これは総務省の指導によりまして、公会計にのっとった財務諸表を作るというものでございますので、ちょっと意味合いは異なるという点は御理解いただければと思います。

しかしながら、この財務諸表の作成委託につきましては、議員御指摘のとおり、これまで数年にわたり委託業務を行ってまいりましたので、自立して、あるいは総務省が提供します無料のサービスなどを活用して、予算の削減に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、この消耗品、特に薬品の表記につきましては、大変失礼をいたしました。私どもも、御指摘いただくまでちょっと気がつかなかったところでございますが、予算書・決算書の表記につきまして、その仕分の方法につきまして、改めて分かりやすいものにしてまいりたいと考えております。

それから、ポンプ・ブロワ、また、オゾナイザー整備に関する御質問でございます。

この見積りが、令和７年度クリタス１者のみであったという点につきましては、やはり複数者の見積りをいただくことで、その妥当性が判断できるものと思います。

２月議会でも御説明を申し上げたところでございますが、このポンプ・ブロワ整備につきまして、令和８年度以降は業務内容を分割いたしまして、複数の事業者に今、発注をしている状

況でございますので、今後、このような１者のみの見積りでの契約ということにならぬよう努めてまいりたいと考えております。

また、その妥当性についてでございますが、これは見積り金額と私どもの予定金額の差額の御質問にも共通する点でございますけれども、見積りの中で使用されております部材関係につきましては、私どもでは市販で販売されている金額等との比較検証を行っております。その上で、この差額割合につきまして、業者より提出いただいた見積り金額よりも減額の補正をしているところでございます。

このような形で、一部ではございますが、金額の妥当性については検証しているところでございます。

大変申し訳ございません。このポンプ・ブロワ整備の見積り金額と、そして予定金額、その差額につきましては、大変恐縮ですが、ちょっと改めて確認をさせていただくため、お時間をいただければと思います。申し訳ございません。

○議長（小川明仁議員）　暫時休憩します。

（午前１１時２５分）

○議長（小川明仁議員）　休憩前に引き続き、提出議案に対する質疑を続行いたします。

（午前１１時３７分）

○議長（小川明仁議員）　大塚事務局長。

○組合事務局長（大塚浩正君）　度々申し訳ございませんでした。

ポンプ・ブロワ整備の予定価格見積額でございますが、２回目の入札で申し上げますと、見積り金額が税別で1,585万円に対しまして、予定価格が1,538万2,000円でございました。その差額は46万8,000円でございます。

以上でございます。失礼いたしました。

○議長（小川明仁議員）　ほかに答弁ありませんか。

一通り終わりました。

11番、北村あやこ議員。

○１１番（北村あやこ議員）　先ほどの消耗品費の説明については、私、３年前にも同じことを指摘しているので、それが引き継がれていなかったなというのがあって、我々がチェックするときには、予算書はどうなっていて、それで決算はどうなっているかと、それはもう基本中

の基本ですから、そこが違っているととても混乱して、それだけで結構時間かかったりするので、ぜひそこのところは改善、次回までには必ずお願いいたします。

それから、入札不調のことで、予定価格よりも高かったということですけれども。つまり、１者で見積り取って、それでその見積り価格が幾らで、それで予定価格が幾らかというのが一番重要なんですけれども、その中で、見積りの中で精査をして、なおかつこの中で、それこそ先ほど言った汎用品が使えるかどうかも含めてチェックをしていくということをやらないと、１者の言いなりの値段で、見積りの値段で予定価格、ちょっと適当に１％下げるとか、そういうことで予定価格をつくってしまうということになると、非常に問題が大きくなるんです。

随意契約ガイドラインというのは非常に大きいわけですから、そこのところの問題点というのはきちんと認識をしていただいて、今後については、見積りが取れなかったことも含めて、きちんとした予定価格の設定というのがまず大事ですので、そこのところをやっていただきたいと思います。

先ほど、それからオゾナイザーのこともちょっと、御答弁あんまりいただいていないんですけれども、これも随意契約で、ここのところの見積りの根拠というものをきちんと、もう時間かかりますから答弁は結構ですので、今後のことに生かしていただきたいと思うんですけれども、きちんとそこのところの見積りの妥当性、それを基に予定価格をつくるということを今後やっていただかないと、幾ら組合で全体の予算が３億満たないと言いつつも、やっぱり市民の税金、町民の税金ですので、そこのところは、今回は時間かかったので、これで答弁は結構ですけれども、今後、きちんと見直しをし、そして襟を正して契約に臨んでいただきたいと、そこのところだけ答弁をお願いいたします。

○議長（小川明仁議員）　11番、北村あやこ議員の再々質疑に対する当局の答弁を求めます。

大塚事務局長。

○組合事務局長（大塚浩正君）　御指摘事項を真摯に受け止めまして、今後の事務に生かしてまいりたいと思います。

○議長（小川明仁議員）　以上で、11番、北村あやこ議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川明仁議員）　質疑はないものと認め、提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（小川明仁議員）　暫時休憩いたします。

一般質問の通告がありますので、再開後、衛生組合の事務に対する一般質問を行います。

再開予定時刻は11時50分といたします。

（午前１１時４３分）

○議長（小川明仁議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時５０分）

△衛生組合事務に対する一般質問

○議長（小川明仁議員）　これより日程に従い、衛生組合の事務に対する一般質問を行います。

１人につき、質問時間は答弁を含めて30分、質問回数は３回までとなっております。また、１回目の発言は登壇、２回目以降は自席で起立にてお願いいたします。

11番、北村あやこ議員。

〔１１番　北村あやこ議員　登壇〕

○１１番（北村あやこ議員）　皆さん、お時間を取らせていただき、ありがとうございます。もう少し御協力をお願いしたいと思います。

まず、一般質問に当たりまして、熊本で被災された皆さんの一日も早い復興と、それと亡くなられた皆さんに心から哀悼の意を表したいと思います。

それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、し尿処理施設基本計画について伺います。

し尿処理施設基本計画策定業務が現在委託をされ、議会終了後に説明があると聞いていますが、前年度の基礎調査委託（2025年３月）において、この中で、２分の１の社会資本整備交付金は、施設の設置する場所の下水道担当部局が行うが、組合が主体なので、社会資本整備交付金の活用は想定せず、３分の１の循環型社会形成交付金事業の活用をするとの記述がありますが、２つの交付金のそれぞれを受けた場合、ここで一番コストの低いというところの１案と５案についての事業費について、表を基に説明をいただきたいと思います。

次、下水道処理方式の検討について伺います。

基本計画では、この２つの方式、基幹改良と前処理希釈下水道放流の検討するというふうになっていますけれども、先日の視察先は、前者の場合の参考材料のみで、なぜ下水道方式については検討されていないのか、伺いたいと思います。

また、下水道処理方式は、水道料1,400万円（１か月）と想定されていますけれども、元荒

川下水道処理センターの処理水を利用する方法はどのように検討されたのか、伺いたいと思います。

それから、意見、パブリックコメントについての扱いについて伺います。

11月に議会への説明、その後パブリックコメントの予定が説明されていますが、意見について、計画が変更されることがあるのか、その場合、想定されるケースというのはどのようなものなのか、伺いたいと思います。

以上で、１回目の質問を終わります。

○議長（小川明仁議員）　11番、北村あやこ議員の一般質問に対する当局の答弁を求めます。

大塚事務局長。

〔組合事務局長　大塚浩正君　登壇〕

○組合事務局長（大塚浩正君）　それでは、11番、北村議員さんの御質問に順次お答えしてまいります。

し尿処理施設基本計画についての（１）補助金の考え方についてでございますが、本日、議長の許可をいただき資料を配付させていただきましたので、８月７日、一般質問資料、北村あやこ議員、表３－２、経済性比較を御覧ください。

この資料は、令和６年度に作成した基礎調査報告書の62ページ、表３－２から案１、基幹改良と案５、改造を抽出し、表にまとめたものでございます。

案１は、循環型社会形成推進交付金の活用を想定し、基幹改良、延命化により、CO_2排出量を20％以上削減して、交付金の交付率は２分の１を想定しております。

次に、案５は、事業主体が下水道事業者でなければ交付対象とならない社会資本整備総合交付金の活用は想定していないため、交付対象内事業費及び交付金はゼロ円で計上しておりますが、仮に案５の事業費に交付金を受けたと仮定した場合を表にまとめました。

なお、工事費に対する交付対象内事業費は、資料の※９に記載のとおり、案１の割合に準じて試算しておりますので、御了承ください。

初めに、案１は、工事費20億円のうち、交付対象内事業が15億7,020万円、交付金の額はその２分の１の７億8,510万円となります。

次に、起債額は、※３に記載のとおり、合計で10億2,880万円となります。

次に、元利償還金は、※４に記載のとおり、償還期間20年、３年据置きで算出し、12億6,336万6,000円となります。

次に、交付税措置額ですが、※５に記載のとおり、５億5,252万6,000円となり、元利償還

金から交付税措置額を差し引いた返済額は７億1,084万円となります。

また、一般財源の額は１億8,610万円、一般財源額と起債の返済額を合計した自己支出額は８億9,694万円でございます。

次に、案５につきましては、右側の表、事業費に交付金を受けたと仮定した場合、工事費19億6,100万円のうち、交付対象内事業は15億3,958万1,000円、交付金の額は２分の１の７億6,979万1,000円となります。

次に、起債額ですが、案１と同じ条件で算出した結果、10億887万6,000円となり、元利償還金につきましては12億3,889万9,000円となります。

次に、交付税措置額につきましても、案１と同条件で算出した結果、５億4,175万2,000円となり、返済額は６億9,714万7,000円となります。

また、一般財源の額は１億8,233万4,000円、一般財源額と起債の返済額を合計した自己支出額は８億7,948万1,000円です。

なお、工事費は、令和６年度に見積もった額であり、かつ税別表記となっておりますので、御了承ください。

案５につきましても、交付金の活用が可能となりますと、自己支出額が案１とほぼ同額になるものでございます。

続きまして、（２）下水道放流方式の検討についての議会行政視察の視察先の検討でございますが、過去５年以内程度の期間で、施設の大規模整備（更新または改修）を実施した施設を抽出し、鉄道やバスを利用した１泊２日の視察行程を考慮して選定をしております。

例年、候補地の選定は前年の10月頃から始め、年末までに組合事務局で候補地を取りまとめた上で、１月の議会運営委員会に諮り、候補地の決定をいただいておりますが、視察地の検討段階においては、今年度の基本計画策定の仕様については考慮できていなかったものでございます。

なお、令和５年度は宮城県内の新設、炭化・河川放流方式、６年度は山形県内の新設、助燃剤化・下水道放流方式、７年度は新潟県内の改造、助燃剤化・河川放流方式の施設を視察しておりますことから、同一県内の視察は避け、今年度は１日目に福島県内の施設更新を行った会津若松地方広域市町村圏組合の有機性廃棄物リサイクル推進施設を、２日目は施設の延命化を行った石川地方生活環境施設組合のし尿処理施設を視察先に選定させていただいたところでございます。

次に、元荒川下水道処理センターの処理水を利用する方法はどのように検討されたかについ

てでございますが、令和７年度に埼玉県荒川左岸北部下水道事務所や埼玉県北本県土整備事務所、桶川市下水道課と打合せを行い、下水道の放流ルートや処理水の利用等について検証を行ってまいりました。

元荒川水循環センターの処理水を当組合で希釈水利用するためには、河川を横断する必要がございますが、ヒアリングの結果、県道77号線は交通量が多く、工事に伴う通行規制は支障があること。また、鍋蔓橋は、道路形状及び老朽化のため橋梁添架が困難であること。橋を渡った先の築堤道路が圧送管の埋設ができないことなど課題が多く、実現可能性が低いことが判明をいたしました。

そのほか、処理水の提供は有償であること、県施設内での関連設備機器の設置場所確保や維持管理、設置に係る財産上の取扱い、工事、事故及び自然災害時における下水道施設停止時に処理水の提供が不可能となった場合の対応など、技術面及び運用面において多くの課題が抽出されました。そのため、元荒川水循環センターの処理水を利用することは困難との判断に至ったところでございます。

最後に、（３）11月の議会説明、その後のパブコメにおける意見について、計画が変更されることがあるのか、その場合想定されるケースについてでございますが、いただいた御意見につきましては十分に精査をさせていただき、財政面等も踏まえ、実現可能性や効果を見極め、計画に反映させていきたいと考えているところでございますので、何とぞ御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小川明仁議員）　ほかに答弁はありませんか。

一通り終わりました。

11番、北村あやこ議員。

○１１番（北村あやこ議員）　今の答弁なんですけれども、ここのし尿処理施設基礎調査業務委託の中には、今頂いた資料は非常にお粗末な資料だというふうに言わざるを得ないんですね。

これ、62ページというところを出していますけれども、実際には56ページのほうでもっと詳しい数字が出ております。それで、事業費といったときに、工事費だけじゃないんですね。この資料、頂いたのは工事費だけなんですよ。

事業費ということで、先日の視察でもよく分かったと思うんですけれども、ライフサイクルコスト、これについては国でも全部きちんと想定しなさいよということは、環境省の交付金の中でも、あるいは国土交通省の中でも、補助金を受けるときにはライフサイクルコストをきちんと計算しなさいということがあるんですが、これには載っていない。

ですから、これだけで比較というのは非常にお粗末なものでですね。私も、これは報告書を読んでいるわけですから、ちょっとレベルの低い答弁というのは今後やめていただきたいなというふうに思います。

その上で伺いますけれども、2025年度、今ほどの決算の中で、し尿処理が1,559トン、浄化槽汚泥が２万3,461トンで、この場合、下水道処理方式を考えた場合、水道水だと月1,400万円とべらぼうな金額ですけれども、元荒川処理水の場合で算出すると、希釈水量と金額は幾らなのか、お答えください。

それから、２月の議会では、昨年秋には組合独自にメタン発酵、リン回収、下水道放流に関する新たな放流ルートなどを検討してきたけれども、今後、専門的知見を有する方による検証が必要と考えているというふうに答弁をされております。

では、この中で、実際にどのように専門的知見で考えたのかというところが、ちょっとよく読めません。

それで、ここの中で５つの課題というのが答弁でされていますが、橋梁の建て替えについては、長寿命化で国土交通省の補助金ができます。併せて行えば工事費の削減もできる。

県施設の問題も、いわゆる財産がどうとかと、いろいろありますけれども、これも協定次第でどうにもなる。

それから、災害や工事を想定した場合に、送水管を組合に直接つなげれば工事費も削減できて、災害リスクも少なくなる。500メートルとか１キロ先につながらないと、それだけの導水管を造るのは大変だということは言っていますけれども、直接この身近な、すぐそばにあるところに引っ張っていけば、そんなにコストもかからないと。

それから、ここの場合に処理水のタンクが必要だということがありますけれども、計画的な使用も可能だし、月1,400万円かかるという水道水を利用するということも、もし災害時に利用できなかったら使えるわけですけれども、循環型交付金と社会資本交付金との両方を併用することも可能ではないかと。いろんなネックや障害というのはあるかもしれないけれども、それを一つ一つ検証していって、どうやってきちんとした計画になればいいかということを検討するのが、やはり我々も執行部も同じような共通意識だと思うんです。

ですから、今言ったようなやらないための理屈ではなくて、温暖化対策とコスト削減のためにあらゆる努力をすべきではないかと思いますけれども、これは管理者に、これからの方向性を決める視点として伺いたいと思います。

以上で、２回目を終わります。

○議長（小川明仁議員）　11番、北村あやこ議員の再質問に対する当局の答弁を求めます。

大塚事務局長。

○組合事務局長（大塚浩正君）　それでは、ただいまの再質問にお答えをしてまいります。

まず、１点目の下水道処理方式で2025年度決算ベースで元荒川処理水の場合で算出すると、希釈水量、金額がどのくらいになるかという御質問でございますが、これにつきまして、まず量のほうでございますけれども、2025年度の私どもの施設の搬入量が２万5,020トンでございます。

案５では、希釈倍率を30倍としておりますので、必要な年間希釈水量はこれ掛ける29、原液に対して29となりますので、72万5,580立米となります。金額は、全量を水道水で算出いたしますと年間約１億8,000万円、処理水につきましては、県からの聞き取りで１立米当たり10から15円程度と伺っておりますので、年間700万円から1,000万円程度となるものでございます。

そして、交付金の活用を含め、あらゆる方法を検討すべきではないかというお話でございます。これは、私ども事務局といたしましても、当然同じ考えでございます。

その中で、令和８年度に現在実施しております基本計画の策定におきまして、下水道放流方式も含めました再検討を行っておりますので、11月２日に予定している議会報告会や、また、パブリックコメントでも御意見をいただき、年度内には結論を出していきたいと考えているところでございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小川明仁議員）　小野管理者。

○管理者（小野克典君）　北村議員の温暖化対策とコスト削減のために、あらゆる検討の努力をすべきではないかというような旨の質問がございましたので、お答えさせていただきます。

ただいま事務局長も御答弁させていただきましたけれども、今年度、基本計画を策定する中で様々な検討を行ってきたわけでございますけれども、今、議員からも、いろいろ新たなまた御質問等もいただきましたけれども、今後も引き続き、環境面、経済面など多面的に検証いたしまして、いずれにいたしましても、この衛生組合に最もふさわしい整備方針をお示ししていきたいというふうに考えておりますので、何とぞ御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（小川明仁議員）　ほかに答弁ありませんか。

一通り終わりました。

11番、北村あやこ議員。

○１１番（北村あやこ議員）　２回目の御答弁いただきましたけれども、このし尿処理施設基

礎調査業務委託の中の報告書の中では、先ほどの表のように、経済性の検討というのが工事費だけで検討がずっとされているんですね。ライフサイクルコストで、一覧表だけはあるんです。そこで見ました。

１案について、今までの基幹改良ということで、事業費は総事業費が47億7,800万円となっています。５案については、71億1,758万円というふうになっています。随分違いがあるなということで、結局、その金額の違いというのは、処理水、水道料金を30、下水道料金を35億ですか、これを計上していることになるんですね。ところが、今お話を聞きますと、元荒川の処理水を使った場合には、多く見積もっても年間約1,000万円、水道水だと１億8,000万円、大ざっぱに見てですね。そうすると、１年間に１億7,000万円の違いがあります。これを合計して、20年間ですから34億円のマイナスになるんですね。

そうすると、第１案のこの47億から31億引いてくださいよ。下水道の放流方式のほうが、ライフサイクルコストを考えた場合に、圧倒的に安いんです。大体21億ぐらい変わってくると思うんですけれども、その辺というのは検討されているんでしょうか。

処理水を使うのは無理とかなんとかじゃなくて、工事をしたり、いろいろと検討すれば、ここのところはできないという話にはならないと思うんですけれども、そこのところの検討の余地はあるのではないかと。

もう少し丁寧な経済性の検討、この報告書では工事費だけでやっているから、それはおかしいと。それはもう管理者も副管理者もよくお分かりになると思うんです。ですから、そこのところを、ちょっと無理とか、基幹改良ありきみたいな、今そうではないというふうな御答弁もありましたけれども、基幹改良ありきでそのまま進んでいくというのは、果たして有効であるかどうかということも含めてですね。

もちろん、環境省の補助金は、この条件からすると、全部調べますと、もちろんつきます。でも、それだからといって、いいという話にはなりませんので、ぜひそこのところはもう一回丁寧にこの辺を、問題点を解決するにはどうしたらいいか。駄目ありきのその理由ではなくて、そこのところも含めて、11月までの検討の中にきちんと入れていただきたいというふうに思いますので、その辺についてお答えをいただきたいと思います。

それから、パブリックコメントで意見をというふうにおっしゃったんですけれども、これはすみません。私、桶川の出身ですけれども、パブリックコメント毎回出しています。毎回出していて、変わったことってほとんどないんですね。文言の変更ぐらいはありまけれども。つまり、どこの自治体でも、パブリックコメントを受けても、基本的に検討してくれるというとこ

ろがなかなか少ないという気がしております。

それで、すみません、副管理者の上尾市さんと伊奈町さんで、パブリックコメントで変更になるというようなことも想定して、一緒に協議に臨んでいただけないかということを伺いたいと思いますけれども、ぜひその点をよろしくお願いいたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（小川明仁議員）　11番、北村あやこ議員の再々質問に対する当局の答弁を求めます。

大塚事務局長。

○組合事務局長（大塚浩正君）　それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、１点、大変恐縮ですが、御理解賜りたいと思っておりますのが、ライフサイクルコストに関します下水道使用料金、これは当施設で搬入されたものを希釈した後、その希釈した汚水を流すのに必要な、これは下水道使用料金でございます。

先ほど私が答弁で申し上げましたのは、上水もしくは処理水、これは搬入物を薄めるための希釈水でございますので、下水道料金については、これは処理水を使おうが使うまいが必ずかかってまいります。当然30倍希釈ということは、それだけ多くの下水を流しますので高額の下水料金がかかるということは、これは間違いない事実でございます。

ただ、そうは申し上げますが、では、30倍という希釈、改めて今年度、その妥当なものかどうかということは、この基本計画策定の中で精査をしております。理論上の希釈もあれば、実際の施設運転上の実績に基づいた希釈倍率というものもございますので、これにつきましては、当然下水道がないよという前提ではなくてですね。では、高額な下水道料金を軽減化するにはどういうまた下水処理方式があるのか、こういったことも含めまして、現在、基本計画策定の中で検討しておりますので、どうか御理解をいただきたいと思います。

また、パブコメにつきましても、ちょっと副管理者に今お尋ねいただいておりますが、事務局といたしましても当然、もちろん財政的な問題ですとか、そういった各制限もございますので、そういった制限の中ではありますけれども、貴重な御意見を、これは慎重に、中といいますか、私どもで審議させていただきまして工事をさせていただきたいと考えておりますので、この点につきましても御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小川明仁議員）　ほかに答弁ありませんか。

畠山副管理者。

○副管理者（畠山　稔君）　どうもありがとうございます。

パブリックコメントにつきましては、貴重な御意見として真摯に受け止めてまいりますので、

よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（小川明仁議員）　ほかにございませんか。

以上で、11番、北村あやこ議員の一般質問を終わります。

○議長（小川明仁議員）　暫時休憩いたします。

自席での休憩をお願いいたします。

休憩中、提出議案に対する討論のある方は、事務局まで通告書を提出願います。

（午後　零時１６分）

○議長（小川明仁議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　零時１７分）

△討　　論

○議長（小川明仁議員）　これより討論を行います。

ただいま討論の通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川明仁議員）　討論はないものと認め、討論を終結いたします。

△採　　決

○議長（小川明仁議員）　これより採決を行います。

初めに、第７号議案　専決処分の承認を求めることについて、承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小川明仁議員）　起立全員であります。

よって、第７号議案は承認することに決しました。

次に、第８号議案　令和７年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小川明仁議員）　起立全員であります。

よって、第８号議案は認定することに決しました。

次に、第９号議案　令和８年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第１回）について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小川明仁議員）　起立全員であります。

よって、第９号議案は原案のとおり可決されました。

△委員会提出議案の報告及び上程

○議長（小川明仁議員）　次に、議会運営委員会から議案１件の提出がありましたので、御報告いたします。

なお、議案はお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

△提出議案の説明

○議長（小川明仁議員）　次に、議会運営委員会から提出されました委第１号議案について議題といたします。

提出者から提出議案に対する説明を求めます。

５番、砂川和也議員。

〔５番　砂川和也議員　登壇〕

○５番（砂川和也議員）　議席番号５番、議会運営委員長の砂川です。

議長の許可をいただきましたので、委第１号議案について、私から御提案申し上げます。

それでは、委第１号議案　上尾、桶川、伊奈衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、その概要を説明させていただきます。

皆様のお手元に議案書が配付されております。

提案理由といたしましては、上尾、桶川、伊奈衛生組合議会として、地球環境に配慮し、ペーパーレス化を推進する一環として、会議録の配布方法に、電磁的記録により作成された会議録を電磁的方法により提供することを包含するため、この案を提出するものでございます。

次に、附則でございますが、この規則の施行期日は、公布の日から施行するものです。

以上で、本議案の説明とさせていただきましたが、議員の皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、私からの提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小川明仁議員）　以上で、議案の説明を終わります。

○議長（小川明仁議員）　暫時休憩いたします。

自席での休憩をお願いします。

休憩中、提出議案に対する質疑のある方は、事務局まで通告書を提出願います。

（午後　零時２０分）

○議長（小川明仁議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　零時２０分）

△提出議案に対する質疑

○議長（小川明仁議員）　ただいま質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川明仁議員）　質疑はないものと認め、提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（小川明仁議員）　暫時休憩いたします。

自席での休憩をお願いいたします。

休憩中、提出議案に対する討論のある方は事務局まで通告書を提出願います。

（午後　零時２１分）

○議長（小川明仁議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　零時２１分）

△討　　論

○議長（小川明仁議員）　これより討論を行います。

ただいま討論の通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川明仁議員）　討論はないものと認め、討論を終結いたします。

△採　　決

○議長（小川明仁議員）　これより採決を行います。

委第１号議案　上尾、桶川、伊奈衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小川明仁議員）　起立全員であります。

よって、委第１号議案は原案のとおり可決されました。

△閉会中の継続審査

○議長（小川明仁議員）　次に、議会運営委員長から、所管事務調査事項について特定事件としたい旨の申出がありましたので、議会運営委員会所管事務調査をお手元に配付してあります。

この際、特定事件を議題といたします。

お諮りします。

特定事件については、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川明仁議員）　御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

△管理者の挨拶

○議長（小川明仁議員）　以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

この際、挨拶のため、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

小野管理者。

〔管理者　小野克典君　登壇〕

○管理者（小野克典君）　令和８年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会８月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本定例会におきましては、令和７年度歳入歳出決算の認定及び令和８年度歳入歳出補正予算などにつきまして、議員の皆様におかれましては熱心に御審議を賜り、いずれも原案のとおり御議決をいただき、誠にありがとうございました。

結びに、暑さ厳しい日が続いておりますので、議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康に御留意いただきまして御活躍されますことを御祈念申し上げ、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

△閉会の宣告

○議長（小川明仁議員）　以上をもちまして、令和８年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会８月定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午後　零時２３分　　閉　会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

議　　長　　小　　川　　明　　仁

議　　員　　川　　内　　雅　　人

議　　員　　岡　　安　　政　　彦

参　考　資　料

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

管理者提出のもの（３件）

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	結果
7	専決処分の承認を求めることについて	8 8．7	8 8．7	承認
8	令和７年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について	8 8．7	8 8．7	認定
9	令和８年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第１回）	8 8．7	8 8．7	原案可決

委員会提出のもの（１件）

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	結果
1	上尾、桶川、伊奈衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則	8 8．7	8 8．7	原案可決